

消費者被害における損益相殺 —平成20年6月の2つの最高裁判例—

弁護士 住田 浩史

第1 はじめに

平成20年6月に、いわゆる消費者被害事例について、不法行為による損害額の算定にあたっては、被害者が当該不法行為によって得た利益を損益相殺の対象として損害額から控除することは民法708条の趣旨に反し許されないとした最高裁判例が2つ出された(以下併せて「平成20年6月最判」という。)

本稿では、平成20年6月最判の意義と、消費者被害における損害額の算定のあり方について述べる。

第2 平成20年6月最判の意義

1 平成20年6月最判の内容

(1) 最三小判平成20年6月10日(金融・商事判例1296号21頁)

本件は、いわゆるヤミ金被害者が、業者に対して元金等として弁済した金員全額の損害賠償を求めた事案であるところ、原審は、ヤミ金から交付を受けた元本を損益相殺として損害額から控除した。

しかしながら、上告審は、「反倫理的行為に該当する不法行為の被害者が、これによって損害を被るとともに、当該反倫理的行為にかかる給付を受けて利益を得た場合には、同利益については、加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく、被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者の損害額から控除することも、上記のような民法708条の趣旨に反するものとして許されないものというべきである。」とした上で、ヤミ金の元本交付は不法行為の手段であって、反倫理的行為によって得た利益は、不法原因給付によって生じたものというべきとして、損益相殺は許されないとして、原審を破棄して差戻した。

(2) 最三小判平成20年6月24日(裁判所時報1462号241頁)

本件は、被害者が、米国債購入資金名下に騙取された金員全額の損害賠償を求めた事案であるところ、原審は、騙取者から交付を受けた仮

想配当金を損益相殺的な調整をはかるために損害額から控除した。なお、騙取者は本件行為等につき詐欺罪で起訴され、懲役6年の判決を受けている。

上告審は、上記(1)同様、仮想配当金の交付は詐欺実行ないし発覚を防ぐ手段であり、損益相殺は許されないとして、原審を破棄して差戻した。^{*1}

2 平成20年6月最判の射程

平成20年6月最判は、反倫理的な行為、すなわち、社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為によって得た利益は、民法708条の不法原因給付にあたるだけでなく、被害回復の場面において損益相殺もされず、被害者がそのまま保持することを結論として是認したものである。

投資詐欺やヤミ金に限らず、いわゆる悪質商法は、社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為であると認定されるケースは少なくないと考えられるところ、消費者被害における損害額の算定について、この平成20年6月最判が与える影響は大きいものと思われる。今後、被害者側の主張立証も、この平成20年6月最判を意識して、不法行為構成を取った上で、当該不法行為の反倫理的行為性に重点をおいていくことが考えられるし、民法や消費者契約法に基づく取消や無効など意思表示の瑕疵による原状回復、不当利得返還を求める際も、同様に損益相殺は許されないとの主張を行っていくこととなろう。

第3 消費者被害における損害額の算定

1 平成20年6月最判以前の消費者被害における損害額の算定

かつて、そして今日もまた、消費者をねらった悪質商法においては、たとえば投資詐欺の場合、加害者は、被害者から金員を収奪する一方ではなく、より多額の金員を収奪するために、あるいは詐欺の発覚を防ぐために、配当金等の名目で被害者に金員等を交付することがしばしばである。また、着物等の過量販売や、悪質リフォームの次々商法など、商品やサービスの対価として金員を収奪するケースも多い。

それでは、従前は、社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為によって得た利益といえども、単純に損益相殺されてきたのであろうか。以下、見るように、そう単純ではない。

① 原野商法等

原野商法等の詐欺行為、暴利行為も、加害者から「原野」等の給付がある。しかしながら、裁判例は、利用可能性または換金可能性がないとして、無価値であるとの評価を下して、結論として、損益相殺を否定する例が多い(大阪地判平成5年3月29日判例タイムズ831号191頁)。無価値であるから損益相殺しないとの判断は、未公開株商法や、大和都市管財のいわゆる抵当証券商法でもなされている。

② ベルギーダイヤモンド事件

無限連鎖講類似の違法組織として商法自体が公序良俗に違反し不法行為とされたベルギーダイヤモンド事件においては、不法行為の手段として行われたダイヤモンドの給付は不法原因給付であると認定されながら、客観的価額相当額(代金額の10分の1)が損益相殺されている(名古屋地判平成6年5月27日判例タイムズ878号235頁。なお、他の裁判所もやはり損益相殺しているが、やはり価額を相当程度低減させている)。

③ 未公開株商法

東京地判平成19年12月13日(消費者法ニュース75号185頁)は、証取法違反の未公開株商法について、売買自体が公序良俗に反し無効であって、被害者は株券の所有権を取得しないから、株券の交付を受けたことをもって損害額には影響しない旨の判断をして損益相殺を否定している。これも、損益相殺をできるだけすべきでないとの価値判断に基づくものであると思われる。

このように、不法行為、とりわけ反倫理的行為であるケースが多い消費者被害の場合には、反倫理的行為を予防抑止のためにも、損益相殺をできるだけしない、ないしは制限しようとする諸工夫がなされていたのである。平成20年6月最判もこのような流れの中に位置づけられるべきものと考えられる。

2 平成20年6月最判以降の消費者被害における損害額算定のあり方

さて、平成20年6月最判は、結論として、消費者が、悪質商法によって被った損害の回復に加え、これによって得た利益を保持することを認容したこととなる。これは、その結論だけを切り取ってみれば、消費者が過剰に損害を回復しているのではないかとも思われる。すなわち、平成20年6月

24日判決の例でいえば、被害者は、騙し取られた投資資金元本名目の金員に加えて、配当金名目の金員も保持したままとなり、詐欺被害を受ける前よりも儲かっているのではないか、との(いささか安直ではあるが、予想しうる)批判が考えられる。

しかし、このような批判は一面的かつ近視眼的に過ぎる。逆に見れば、仮にこのような場合に損益相殺を許容すれば、投資詐欺の加害者は、結局のところ仮想配当金が戻ってくるのと同様の経済的効果を得られることとなる。本来であれば、不法原因給付として不当利得返還請求ができないにもかかわらずである。こうなれば、反倫理的行為を予防抑止することはできない。いかに反倫理的行為を行おうとも、被害者に対して不法行為が発覚して法的手続によって被害回復請求がなされたような場合でさえ、自分の投下資金は自分の手元に戻ってくるとなれば、加害者は何ら損はしないからである。泣き寝入りしている消費者から収奪した分で十分元がとれると考える加害者は後を絶たない。被害者への仮想配当金の原資もまた、別の被害者から騙取したものであることは大いにありうるのである。

平成20年6月最判は、このような被害者の利益状況と加害者の利益状況に鑑みて、損益相殺しないのが相当であるとの価値判断を下したのであるとも考えられる。とすれば、これは、損害賠償という制度に、これまでの「損害の公平な分担」、すなわち損害の回復という目的のみならず、懲罰的損害賠償の趣旨、業者の違法行為の予防抑止や違法利益の吐き出しという観点を事実上織り込んだものとも考えることもできよう。

消費者被害における損害額の算定をめぐる問題については、ほかにも、欠陥住宅事件における居住利益の控除の問題や、消費者契約法による取消の際の利得の返還の問題(いわゆる「押しつけ利得」問題)など、類似の問題がある。これらについては字数不足のため触れられないが、平成20年6月最判の発想は、とりわけ消費者被害における損害賠償制度の目的、あり方を考える上で興味深いものといえる。

*1 なお、田原睦夫裁判官の「加害者から被害者に対してなされる給付が、不法行為と一体をなしていると評価できる場合には、その給付相当額は、被害者の財産上の損害額の算定において差し引かれるべきものとする」との反対意見がある。